

第2次 松江市たばこ対策行動指針 (案)



令和 年 月

《目次》

1. 行動指針策定について	P 1
(1) 指針策定の趣旨	
(2) 行動指針の位置づけ	
(3) 行動指針の期間	
(4) 目標値	
2. 松江市の現状	P 2
死亡者の状況	
3. これまでの取り組みと評価	P 4
(1) 受動喫煙防止	
(2) 20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止	
(3) 禁煙希望者への支援	
(4) たばこ対策に関する周知・啓発	
4. 今後の方向性	P 6
5. たばこ対策の具体的な取り組み	P 7
(1) 受動喫煙防止	
(2) 20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止	
(3) 禁煙希望者への支援	
(4) たばこ対策に関する周知・啓発	
6. 評価指標	P 11
目標値	
7. 推進体制	P 12

1. 行動指針策定について

(1) 指針策定の趣旨

松江市では、健康寿命の延伸を目指し、様々な健康づくりの取り組みを推進しています。

たばこ対策を推進するにあたっては、平成30年7月に健康増進法が改正（令和2年4月全面施行）され、平成30年10月に「松江市たばこ対策推進会議」を設置、令和2年4月には「松江市たばこ対策行動指針」を策定しました。

関係者（団体）や市民と連携し、一体となってたばこ対策に取り組み、それらを市民運動として総合的に推進・展開していくため、「第2次松江市たばこ対策行動指針」を策定します。

(2) 行動指針の位置づけ

本市では、「第3次健康まつえ21基本計画（令和6年3月策定予定）」における取り組みの方向性の一つとして『喫煙・飲酒対策の推進』を掲げ、受動喫煙の防止と禁煙対策の強化に取り組むこととしています。本行動指針は、「第3次健康まつえ21基本計画」を上位計画とし、喫煙と受動喫煙に関連した疾病・死亡の減少を目指し、市（行政）・関係者（団体）・市民がそれぞれの役割を認識しながら一体となって取り組めるよう、具体的な行動を示すものとして策定します。

第3次健康まつえ21基本計画

（計画期間：令和6年度～令和17年度）

基本理念 「みんなで支え合い 健康寿命をのばそう」

取り組みの方向性 「喫煙・飲酒対策の推進」



第2次松江市たばこ対策行動指針

(3) 行動指針の期間

本行動指針の期間は、上位計画である「第3次健康まつえ21基本計画」の期間と合わせ、令和6年度から令和17年度までの12か年とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

最終年度である令和17年度においては、「第3次健康まつえ21基本計画」の改定作業と合わせ、本行動指針の総括と次期指針に向けての改定作業を行います。

(4) 目標値

「第3次健康まつえ21基本計画」の評価指標に合わせ、目標値を設定します。

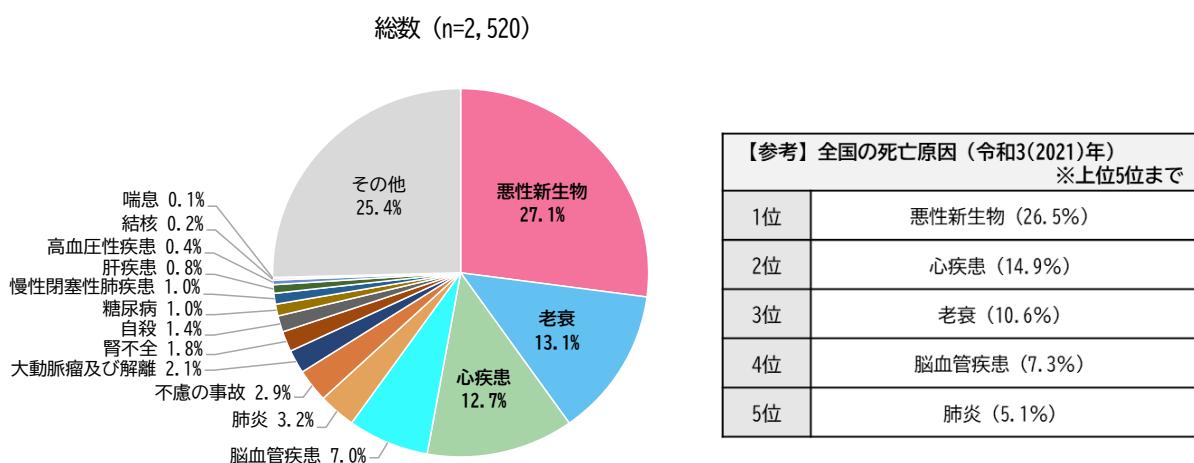
目標値：20歳以上の男性の喫煙率 9.6%（令和16年度）

2. 松江市の現状

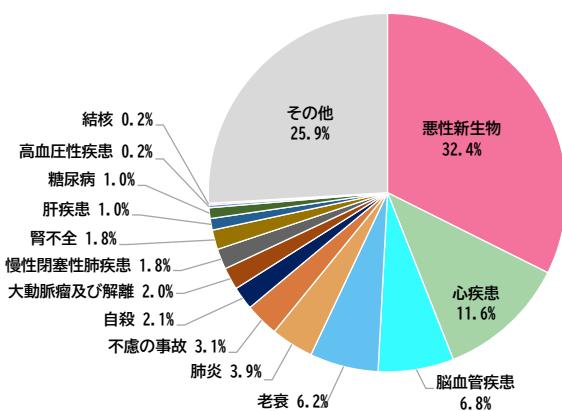
死者者の状況

本市の主な死因を見ると、喫煙や受動喫煙との関連が指摘される疾病が上位を占めています。最も多いものは「悪性新生物（がん）」で、3位「心疾患」、4位「脳血管疾患」となっており、生活習慣病の三大疾病が全体の過半数となっています。慢性閉塞性肺疾患（COPD）については、男性で9位です。また、「悪性新生物（がん）」を部位別に見ると、1位「気管、気管支及び肺」、2位「結腸」となっています。喫煙は肺がんをはじめ呼吸器、消化器系のがんとの間に因果関係があるとされており、さらに、「心疾患」、「脳血管疾患」の原因になることもあります。

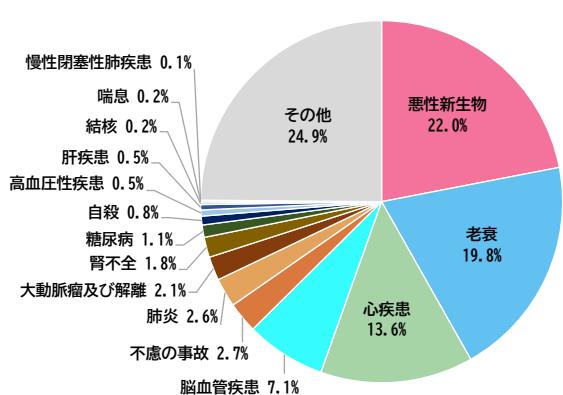
《死亡者の死因別割合（松江市）》



男性 (n=1,245)

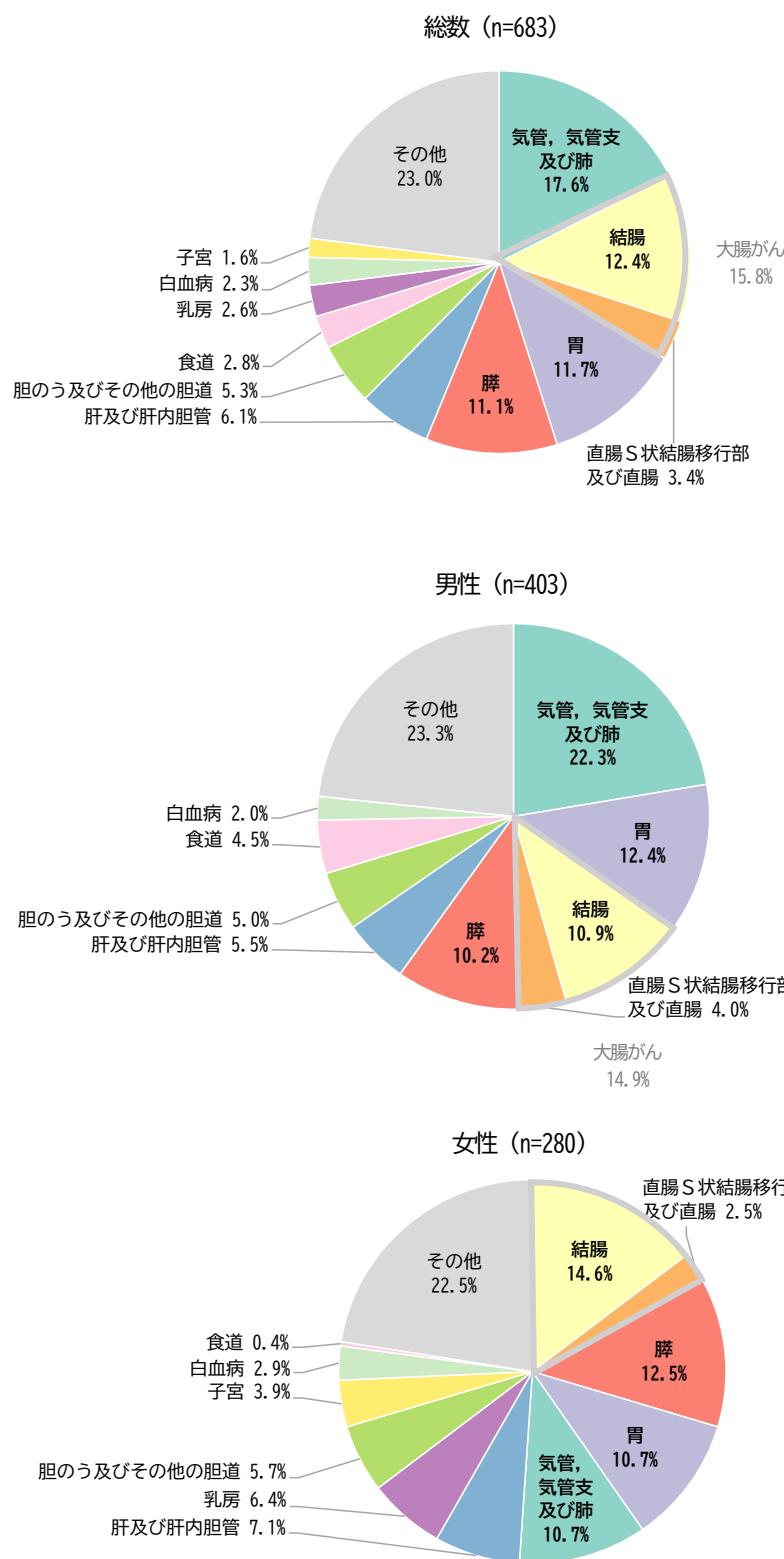


女性 (n=1,275)



出典：令和3年人口動態調査（厚生労働省）

《悪性新生物による死亡者の部位別割合（松江市）》



出典：令和3年人口動態調査（厚生労働省）

※大腸がん（結腸+直腸 S 状結腸移行部 及び直腸）

3. これまでの取り組みと評価

本市では、「松江市たばこ対策行動指針」（令和2年度～令和5年度）に基づき、以下の4つの項目を柱に取り組んできました。

(1) 受動喫煙防止

受動喫煙防止対策やその周知・啓発を推進してきており、市所管公共施設のうち、第1種施設の禁煙措置の基準を満たす第2種施設の割合が70.4%と、目標値（70%）を達成することができました。

一方で、敷地内禁煙または分煙施設が設置された公園の割合については、指針策定当時の0%と変わっておらず、屋外での受動喫煙に関する苦情も依然あることから、喫煙者に対し周囲への配慮を呼びかけるような啓発が引き続き必要です。

≪市所管公共施設の状況（松江市）≫

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (令和5年度)
①特定屋外喫煙場所のない 第1種施設の割合	87.4%	99.4%	99.4%	99.4%	100%
②屋内の喫煙専用室がない 第2種施設の割合	100%	100%	100%	100%	100%
③第1種施設の禁煙措置の基準を 満たす第2種施設の割合	24.0%	56.9%	67.3%	70.4%	70%
④敷地内禁煙または分煙施設が 設置された公園の割合	0%	0%	0%	0%	100%

出典：松江市関係課照会

(2) 20歳未満の者・妊娠婦の喫煙防止

市内小・中・義務教育学校においてたばこに関する健康教育を実施したほか、市内保育施設や乳幼児健診会場、妊娠届時、その他イベント等にて啓発チラシ・グッズを配布し、啓発・指導を行ってきました。しかし、20歳未満の者の喫煙経験率や妊娠婦の喫煙率はいずれも目標値である0%には至っていません。

最初の1本を吸わないことを基本とした啓発を強化し、取り組みを継続していくことが必要です。

≪20歳未満の者の喫煙経験率（島根県）≫

	小学生(5・6年生)		中学生(2年生)		高校生(2年生)		目標値 (令和5年度)
	平成29年度	令和5年度	平成29年度	令和5年度	平成29年度	令和5年度	
男子	2.4%	2.1%	2.7%	2.9%	3.8%	3.6%	0%
女子	0.9%	1.7%	1.8%	0.9%	2.2%	1.4%	0%

出典：平成29年度 島根県未成年者の飲酒・喫煙防止についての調査

令和5年度 島根県20歳未満の者の飲酒・喫煙防止についての調査（通常5年毎）

≪妊娠婦の喫煙率（松江市）≫

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (令和5年度)
妊娠中	0.8%	1.4%	1.2%	0%
4か月児の母親	1.7%	2.5%	2.3%	0%

出典：松江市4か月児健康診査アンケート

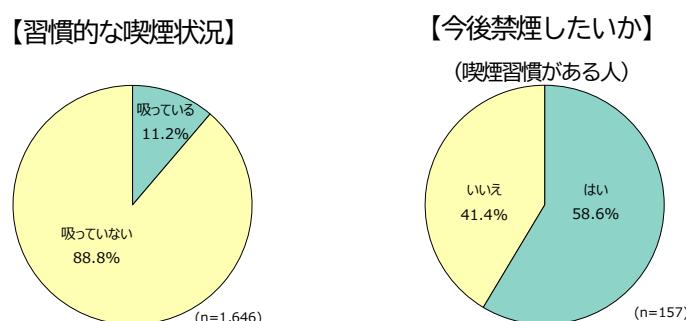
(3) 禁煙希望者への支援

様々な機会を捉え、禁煙希望者等へのアプローチや禁煙支援に関する情報発信を行ってきました。令和3年度には禁煙外来マップを作成し周知するなど、禁煙支援へのアクセス向上を図りました。

また、「松江市健康調査」(令和4年度実施)の結果によると、喫煙習慣がある人は回答者全体の約1割となっており、そのうちの約6割が、今後禁煙をしたいと考えていることがわかっています。

引き続き、禁煙希望者等がスムーズに禁煙支援にアクセスできるよう、様々な媒体を通じ情報を発信するとともに、様々な場面で禁煙につながるような働きかけをしていくことが必要です。

«禁煙意思をもつ人の割合（松江市）»



出典：松江市健康調査（令和4年度）

(4) たばこ対策に関する周知・啓発

ロゴマーク・川柳を用いた啓発グッズ（ポスター、ウェットティッシュ、ティッシュ、ボールペン）を地域での各種イベントや学校、事業所等へ配布し活用するとともに、各種媒体を通じて周知・啓発を行ってきました。また、令和5年度には、世界禁煙デー（5月31日）・禁煙週間（5月31日～6月6日）に合わせた街頭キャンペーンも行いました。

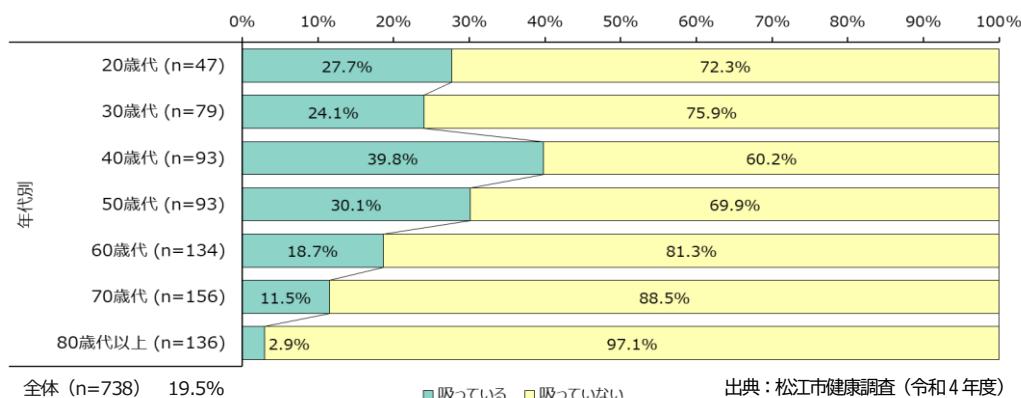
喫煙率は、年々減少傾向ではありますが、喫煙ががんや慢性閉塞性肺疾患（COPD）など様々な疾病のリスクを高めることを踏まえ、引き続き、慢性閉塞性肺疾患（COPD）に関する内容も含め、周知・啓発を強化していくことが必要です。

«40歳以上の習慣的喫煙者割合（松江市）»

令和2年度	令和3年度	令和4年度	目標値 (令和5年度)
18.1%	17.5%	17.4%	12.0%

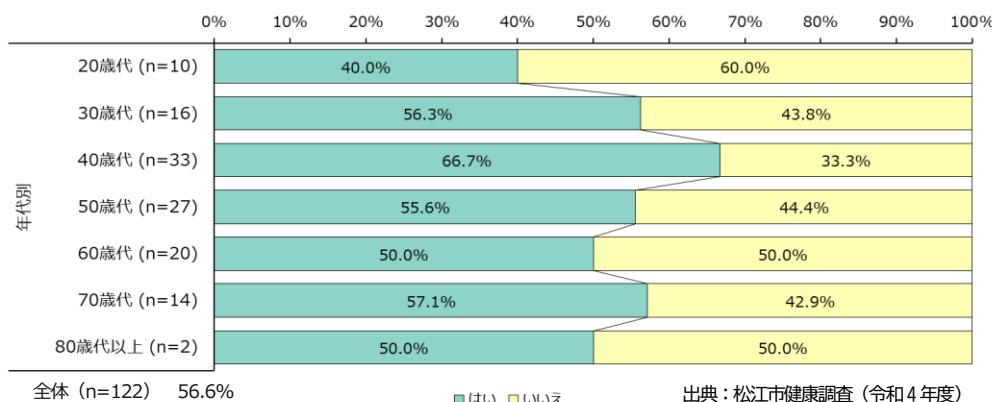
出典：島根県保険者協議会医療費等分析報告書

«参考：習慣的喫煙者の年代別割合（松江市・男性）»



出典：松江市健康調査（令和4年度）

《参考：習慣的喫煙者のうち、今後禁煙をしたいと考えている人の年代別割合（松江市・男性）》



4. 今後の方針性

「第3次健康まつえ21基本計画」の取り組みの方向性の一つである「喫煙・飲酒対策の推進」に基づき、喫煙と受動喫煙に関連した疾病、死亡を減少させることを目的に、引き続き受動喫煙防止対策及び禁煙対策を実施します。実施にあたっては、周知・啓発等により取り組みの機運を高め、たばこ対策を市民運動として推進し、「市（行政）」「関係者（団体）」「市民」が、それぞれの立場で進めていくこととします。

また、市としての取り組みの柱を引き続き以下の4本とし、柱ごとの取り組みを次のとおりとします。

取り組みの柱	あるべき姿・目指す姿	取り組む項目
1. 受動喫煙防止	◆望まない受動喫煙をなくす	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進法に基づく、多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策（法定事項の遵守と周知徹底） ・屋外の公共的な空間における受動喫煙防止対策 ・受動喫煙防止対策及び配慮義務等の周知・啓発
2. 20歳未満の者・ 妊産婦の喫煙 防止	<ul style="list-style-type: none"> ◆20歳未満の者・妊産婦の喫煙をなくす ◆20歳未満の者・妊産婦の周囲でたばこを吸う人をなくす 	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の者や妊産婦に対する教育、禁煙指導等の支援体制を充実 ・家族や周囲の大人に対する啓発や禁煙支援 ・家族や周囲の大人など身近な人も含め、20歳未満の者や妊産婦の喫煙防止に関する周知・啓発を社会全体として推進
3. 禁煙希望者への 支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆禁煙意思を持つ人を増やす ◆禁煙に挑戦する人を増やす ◆禁煙に成功・継続できる人を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ・禁煙したいと思っている人が禁煙にチャレンジ、継続しやすい環境づくり ・禁煙外来等、禁煙支援の体制の充実 ・たばこやニコチン依存症についての正しい知識や、禁煙の効果、禁煙方法、禁煙治療等の情報提供と周知・啓発
4. たばこ対策に関する 周知・啓発	◆たばこの健康への影響に関する知識の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこの健康への影響に関する知識の周知・啓発 ・「受動喫煙防止」「20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止」「禁煙希望者への支援」のそれぞれの周知・啓発を総合的に推進

5. たばこ対策の具体的な取り組み

「市（行政）」「関係者（団体）」「市民」のそれぞれがどのような役割を担い、どのように行動していくかという視点で、具体的な取り組み内容を次に示します。

（1）受動喫煙防止

～望まない受動喫煙をなくす～

取り組む項目

- ★健康増進法に基づく、多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策（法定事項の遵守と周知徹底）
- ★屋外の公共的な空間における受動喫煙防止対策
- ★受動喫煙防止対策及び配慮義務等の周知・啓発

実施主体	取り組み内容
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none">●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣に心がける●喫煙者は、非喫煙者の健康への影響を十分理解し、家族や地域等の身近なところから受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙ルールを遵守する<ul style="list-style-type: none">・多くの人が利用する公共的な空間では喫煙しない・家庭においても禁煙または分煙に心がける、特に子どもや妊娠婦の周りや車中で喫煙しない・歩きたばこや吸い殻のポイ捨てをしない <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none">●多くの人が集まり利用する場所（集会所等）での受動喫煙防止対策を徹底する●多くの人が利用する屋外の公共的な空間（公園・道路等）での禁煙を推進する
関係者 (団体)	<p>【児童施設・学校】</p> <ul style="list-style-type: none">●健康増進法による禁煙措置（敷地内禁煙）を徹底する●運動会などの行事における子どもの受動喫煙防止に向け、保護者や家族に認識を深めてもらうよう取り組む <p>【企業・職場】</p> <ul style="list-style-type: none">●健康経営[®]の観点から、従業員の健康確保と快適な職場環境の形成のため、受動喫煙防止対策に取り組む●非喫煙者・妊娠婦への配慮義務や社用車での禁煙等、喫煙ルールの遵守を呼びかける <p>【宿泊施設・飲食店・娯楽施設】</p> <ul style="list-style-type: none">●顧客及び従業員に対する受動喫煙防止に取り組む●店舗内の喫煙環境（「禁煙」「喫煙専用室あり」「喫煙可能店」など）の対外的表示を行い、顧客の不意の受動喫煙防止を図る●非喫煙者への配慮義務や喫煙ルールの遵守を呼びかける <p>【その他、多数の者が利用する公共性の高い施設】</p> <ul style="list-style-type: none">●利用者及び従業員等に対する受動喫煙防止に取り組む●施設内の喫煙環境（「禁煙」「喫煙専用室あり」「敷地内禁煙」など）の対外的表示を行い、利用者の不意の受動喫煙防止を図る●非喫煙者への配慮義務や喫煙ルールの遵守を呼びかける
市 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●多数の者が利用する施設等の受動喫煙防止対策（健康増進法）の遵守・周知徹底と、配慮義務の周知・啓発を図る●市所管公共施設のうち第2種施設については、第1種施設の禁煙措置の基準を満たす施設の割合を高めていく●地域・関係団体と連携し、受動喫煙防止の取り組みを推進する<ul style="list-style-type: none">・「松江市たばこ対策推進会議」での協議・検討を含め、地域・職域関係団体との連携のもと、受動喫煙防止の取り組みを推進する・その他の関係機関・団体とも認識や課題の共有を図りながら、受動喫煙防止の取り組みがなされるよう協力を求める

健康経営……企業が従業員の健康に配慮することによって、経営面において大きな成果が期待できるとの基盤に立って、健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践すること。NPO法人健康経営研究会の登録商標。

(2) 20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止

～20歳未満の者・妊産婦の喫煙をなくす～ ～20歳未満の者・妊産婦の周囲でたばこを吸う人をなくす～

取り組む項目

- ★20歳未満の者や妊産婦に対する教育、禁煙指導等の支援体制を充実
- ★家族や周囲の大人に対する啓発や禁煙支援
- ★家族や周囲の大人など身近な人も含め、20歳未満の者や妊産婦の喫煙防止に関する周知・啓発を社会全体として推進

実施主体	取り組み内容
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none">●喫煙や受動喫煙が心身に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣を心がける●20歳未満の者や妊産婦は喫煙をしない、喫煙させない●20歳未満の者の手の届くところにたばこを置かない●20歳未満の者や妊産婦のそばでは喫煙をしない、受動喫煙をさせない●20歳未満の者や妊産婦を喫煙場所に立ち入らせない <p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none">●20歳未満の者や妊産婦のそばでは喫煙をしない、受動喫煙をさせない●20歳未満の者や妊産婦を喫煙場所に立ち入らせない●喫煙場所を設ける際は、受動喫煙を生じさせないよう、設置場所に配慮する
関係者 (団体)	<p>【保育園・幼稚園・学校・P T A】</p> <ul style="list-style-type: none">●児童・生徒等に対し、喫煙や受動喫煙による健康への影響についての教育(喫煙防止教育)や啓発を実施する<ul style="list-style-type: none">・保健学習(小6)～病気の予防～、保健体育「保健」授業(中3、高1)～健康な生活と疾病の予防～・薬物乱用防止教室(中学校・義務教育学校後期課程、高等学校)を開催する・幼児期からの啓発を行う●保護者や家族に対し、家庭における子どもの喫煙や受動喫煙防止への認識を深めてもらう啓発を実施する(喫煙する姿を子どもに見せない、子どもの手の届くところにたばこを置かないなど)●運動会などの行事や、校外での部活動大会開催時における保護者に禁煙への協力を求める <p>【医療機関・薬局】</p> <ul style="list-style-type: none">●喫煙・受動喫煙による健康への影響や禁煙支援に関する情報提供、啓発を行う●禁煙治療、禁煙支援を実施する <p>【飲食店・商業施設・企業・職場等】</p> <ul style="list-style-type: none">●受動喫煙防止対策を徹底する●20歳未満の者や妊産婦である顧客・従業員に対して、喫煙や受動喫煙の防止と、喫煙場所設置の際の配慮を行う
市 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●20歳未満の者や妊産婦が利用する施設での受動喫煙防止対策を徹底する●20歳未満の者や妊産婦の喫煙に対する禁煙指導及び治療を促進する●小・中・義務教育学校、高等学校が実施する喫煙防止教育への支援を行う●保育園・幼稚園での啓発への支援を行う●妊娠届出時や乳幼児健診時等における妊産婦への禁煙指導を行う●20歳未満の者や妊産婦の家族(保護者、パートナー等)に対しての禁煙指導、啓発の取り組みを強化する●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、20歳未満の者や妊産婦に喫煙(受動喫煙を含む)をさせないよう、市民全体への啓発を強化する<ul style="list-style-type: none">・喫煙をする際の配慮義務(健康増進法第27条)について周知徹底する・「子どもの手の届くところにたばこを置かない」「喫煙する姿を子どもに見せない」を徹底する

(3) 禁煙希望者への支援

- ～禁煙意思を持つ人を増やす～
- ～禁煙に挑戦する人を増やす～
- ～禁煙に成功・継続できる人を増やす～

取り組む項目

- ★禁煙したいと思っている人が禁煙にチャレンジ、継続しやすい環境づくり
- ★禁煙外来等、禁煙支援の体制の充実
- ★たばこやニコチン依存症についての正しい知識や禁煙の効果、禁煙方法、禁煙治療等の情報提供と周知・啓発

実施主体	取り組み内容
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none">●喫煙や受動喫煙が心身に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣を心がける●たばこをやめたいと思ったら、禁煙に挑戦してみる●周囲の人は、禁煙に挑戦している人を応援する
関係者 (団体)	<p>【医療機関・薬局・保健医療団体】</p> <ul style="list-style-type: none">●禁煙支援(禁煙相談・禁煙治療)を実施する●喫煙・受動喫煙による健康への影響や禁煙支援に関する情報提供を実施する<p>【飲食店・商業施設・企業・職場等】</p><ul style="list-style-type: none">●従業員に対し、喫煙・受動喫煙による健康への影響や、禁煙支援(禁煙相談・禁煙治療)を行う医療機関等について情報提供する
市 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●様々な機会を捉えて、喫煙が健康に及ぼす影響等について周知・啓発を実施する●健康診断や健康相談時などに、喫煙も含めた生活習慣の見直しを促し、禁煙にチャレンジするきっかけづくりを行う●禁煙希望者が禁煙治療に取り組みやすくするための助成制度等を実施する<ul style="list-style-type: none">・国保禁煙外来医療費助成●禁煙を希望する者に対し、相談・情報提供による禁煙支援を実施する<ul style="list-style-type: none">・禁煙の方法や禁煙外来(禁煙治療実施医療機関)、禁煙支援薬局等を紹介する・禁煙外来マップを活用する・禁煙治療の受診勧奨を行う・禁煙支援サイト等を紹介する●事業所や関係機関に対し、禁煙支援にかかる各種情報提供を行う●保険者等と連携し、禁煙支援の充実に努める

(4) たばこ対策に関する周知・啓発

～たばこに関する正しい知識を身につけ実践する市民を増やす～

取り組む項目

★たばこの健康への影響に関する知識の周知・啓発

★「受動喫煙防止」「20歳未満の者・妊産婦の喫煙防止」「禁煙希望者への支援」のそれぞれの周知・啓発を総合的に推進

実施主体	取り組み内容
市民	<p>【個人・家庭】</p> <ul style="list-style-type: none">●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、健康的な生活習慣を心がける●喫煙者は、非喫煙者の健康への影響を十分理解し、家族や地域等の身近なところから受動喫煙防止に取り組むとともに、喫煙ルールを遵守する
関係者 (団体)	<p>【保育園・幼稚園・学校・P T A】</p> <ul style="list-style-type: none">●児童・生徒等に対し、喫煙や受動喫煙による健康への影響についての教育(喫煙防止教育)や啓発を実施する●保護者や家族に対し、家庭における子どもの喫煙や受動喫煙防止への認識を深めてもらう啓発を実施する(喫煙する姿を子どもに見せない、子どもの手の届くところにたばこを置かないなど) <p>【企業・職場・宿泊施設・飲食店・娯楽施設】</p> <ul style="list-style-type: none">●店舗内の喫煙環境(「禁煙」「喫煙専用室あり」「喫煙可能店」など)の対外的表示を行い、顧客の不意の受動喫煙防止を図る●喫煙する際の配慮や喫煙ルールの遵守を呼びかける <p>【その他、多数の者が利用する公共性の高い施設】</p> <ul style="list-style-type: none">●施設内の喫煙環境(「禁煙」「喫煙専用室あり」「敷地内禁煙」など)の対外的表示を行い、利用者の不意の受動喫煙防止を図る●喫煙する際の配慮や喫煙ルールの遵守を呼びかける●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について、周知・啓発に努める <p>【医療機関・薬局】</p> <ul style="list-style-type: none">●喫煙・受動喫煙による健康への影響や禁煙支援に関する情報提供を行う
市 (行政)	<ul style="list-style-type: none">●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響等について、がんや慢性閉塞性肺疾患(COPD)等に関する内容も含めて周知・啓発を強化する●多数の者が利用する公共的な空間における受動喫煙防止対策の周知徹底を図る●20歳未満の者と妊産婦、及びその家族(保護者、パートナー等)に対して指導、啓発の取り組みを強化する●喫煙や受動喫煙が健康に及ぼす影響について正しく理解し、20歳未満の者や妊産婦に喫煙(受動喫煙を含む)をさせないよう、保護者や家族、一般市民等に対して啓発を強化する●禁煙希望者に対し、相談・情報提供による禁煙支援を実施する●関係機関と連携し世界禁煙デー(5月31日)に合わせたキャンペーンを実施するほか、たばこ対策にかかる情報提供や周知・啓発を総合的に推進する

6. 評価指標

目標値

目標値：20歳以上の男性の喫煙率 9.6%（令和16年度）

※「第3次健康まつえ21基本計画」に合わせて目標値を設定します。

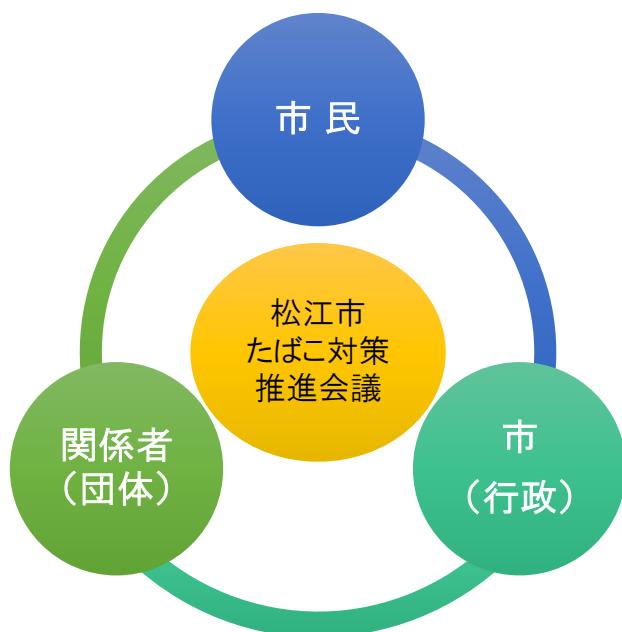
また、取り組みの柱ごとに、次のとおり評価指標を設定し、進捗管理を行います。

取り組みの柱	指標	現状 (令和5年度)	出典	評価指標の 目標値 (令和17年度)
1. 受動喫煙防止	◆市所管公共施設における以下の施設の割合			
	①特定屋外喫煙場所のない 第1種施設の割合	99.4%	松江市関係課照会 (2023年度)	100%
	②屋内の喫煙専用室がない 第2種施設の割合	100%		100%
	③第1種施設の禁煙措置の基準 を満たす第2種施設の割合	71.4%		80%
2. 20歳未満の 者・妊娠婦の喫 煙防止	◆20歳未満の者の喫煙経験率			
	①小学生 (5・6年生)	男子	2.1%	島根県20歳未満の 者の飲酒・喫煙防止 についての調査 (2023年度) ※速報値
		女子	1.7%	
		性別未回答	5.0%	
	②中学生 (2年生)	男子	2.9%	
		女子	0.9%	
		性別未回答	17.1%	
	③高校生 (2年生)	男子	3.6%	
		女子	1.4%	
		性別未回答	0%	
	◆妊娠婦の喫煙率			
	①妊娠中	1.2%	松江市4か月児 健康診査アンケート (2022年度)	0%
	②4か月児の母親	2.3%		0%
3. 禁煙希望者へ の支援	◆禁煙意思を持つ人の割合			
	①禁煙意思を持つ人の割合	58.6%	松江市健康調査 (2022年度)	70%
4. たばこ対策に關 する周知・啓発	◆喫煙率			
	①成人(40歳以上)の喫煙率	17.4%	島根県保険者協議 会医療費等分析報 告書(2022年度)	12%

7. 推進体制

たばこ対策を推進するにあたっては、「市（行政）」「関係者（団体）」「市民」の三者がそれぞれの役割を果たし、市民運動として一体となって取り組むことが重要と考えます。

「市（行政）」「関係者（団体）」「市民」のそれぞれが共通理解のもと、市民運動として持続的かつ効果的な取り組みを展開するためには、成果を重視した進捗管理が必要となります。そのためにPDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを導入し、毎年度点検・評価を実施し、法改正等に沿った見直しや、新たな取り組みを追加・補強していくなど、進捗管理を行います。進捗管理は、「松江市たばこ対策推進会議」において行います。



松江市たばこ対策推進会議

公立大学法人島根県立大学、 国立大学法人島根大学、 株式会社山陰中央新報社、
松江市医師会、 松江市歯科医師会、 松江市薬剤師会、
松江市PTA連合会、 松江商工会議所、 島根県飲食業生活衛生同業組合松江支部、
日本たばこ産業株式会社島根支社、 松江たばこ販売協同組合、 連合島根東部地域協議会、
NPO 法人しまね子どもをたばこから守る会、健康まつえ 21 推進隊

松江市たばこ対策推進会議 委員名簿

(令和6年3月現在)

機関・団体名	役職名	氏名
健康まつえ 21 推進隊	副代表	安達 久行
連合島根 東部地域協議会	副議長	小村 賢
松江商工会議所	常務理事	金井 寿彦
島根県飲食業生活衛生同業組合 松江支部	松江支部長	後藤 勇
国立大学法人 島根大学	保健管理センター准教授	杉原 志伸
松江市薬剤師会	副会長	田中 浩志
松江市PTA連合会	副会長	塚谷 裕正
日本たばこ産業株式会社島根支社	課長	直弘 龍治
NPO 法人しまね子どもをたばこから 守る会	理事長	春木 真子
公立大学法人 島根県立大学	名誉教授	平野 文子
一般社団法人 松江市医師会	理事	堀江 貴
松江たばこ販売協同組合	理事長	宮崎 和
株式会社 山陰中央新報社	文化事業局次長	山本 洋輔
松江市歯科医師会	会長	吉川 浩郎

(五十音順・敬称略)

「大好きだ♡ たばこをすわない お父さん」
「ポイ捨ての ない城下町 船巡る」

第2次松江市たばこ対策行動指針

令和 年 月

松江市健康福祉部健康推進課

〒690-0045 松江市乃白町32番地2

松江市保健福祉総合センター内

TEL 0852-60-8162

FAX 0852-60-8160